

# 託児費用補助のご案内

附属機関や懇談会等の会議参加者



パパもママも、安心して  
ご利用できます！

旭川市では、女性や子育て世帯の附属機関等への参加を後押しし、市政に多様な意見を反映させるため、会議出席に伴う託児費用を市がお支払いします。

ご利用を希望される方は、次の1～5の内容をご確認の上、女性活躍推進課までお申し込みください。

## 1 支援の内容

附属機関や懇談会等の会議に出席する際に利用する、託児費用を補助します。

〈対 象〉

- (1) 子の年齢 0歳から小学校6年生まで
- (2) 時 間 会議の開催時間と、その前後1時間
- (3) そ の 他 申込が予算額を超えた時点で、受付を終了します。

## 2 利用できる施設等

法人、個人問わず、事業として託児を実施する事業者

ただし、保育園、幼稚園、認定こども園、ファミリーサポートは除きます。

## 3 補助額について

- (1) 補助上限額 子の人数に関わらず1回当たり5,000円(税込)  
※上限額を超えた額は、自己負担となります。
- (2) 対象外費用 食事代、おやつ代、キャンセル料
- (3) 支払方法 旭川市から託児事業者に直接支払います。
- (4) 注意事項
  - ・先に利用者ご本人が事業者を支払った場合は、払い戻しはできません。
  - ・自己負担額(上限額超過分、対象外経費)は、事業者へ直接お支払いください。

## 4 利用の流れ

STEP 1 女性活躍推進課に連絡（25-9785）

※ 託児施設に申し込む前にお電話ください。

STEP 2 託児施設等に申込み

申込み時に次の1、2を託児施設等に確認し、了承を得てください。

- 1 支払いは、旭川市からの口座振替（後払い）となる。
- 2 本人負担額が発生した場合に、旭川市の支払分と利用者の支払分を分けて請求できるか。

※ 1、2の両方に対応できる場合のみ、申込みできます。

STEP 3 女性活躍推進課に申請（LoGo フォーム）

会議開催の5日前までに、右の二次元コードからスマートフォンなどで申請してください。



STEP 4 会議出席・託児利用

※ 利用者の本人負担額がある場合は、その部分のみ託児施設等に直接お支払いください。

STEP 5 支払い（旭川市の支払分）

## 5 キャンセル等

- (1) 託児の利用をキャンセルする場合は、託児施設と女性活躍推進課に必ず連絡してください。なお、キャンセル料はいかなる理由であっても全額自己負担になりますので、予めご了承ください。
- (2) 託児施設等の紹介は行っていません。



《お問合せ・お申込み》

旭川市7条通9丁目総合庁舎6階

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課

電話：25-9785（直通）

E-mail：joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp